

平成 20 年 10 月 28 日

株主の皆様へ

東京都港区西新橋二丁目 15 番 12 号
日立キャピタル株式会社
執行役社長 高野 和夫

株券電子化についてのご案内

拝啓 株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知かとは存じますが、平成 21 年 1 月 5 日に上場企業の株券の電子化が予定されております。株券電子化後は、証券会社等の口座管理機関に設けられた口座の記録によって株主の皆様の権利を管理することになり、株券そのもの（証券の現物）は無効となります。

つきましては、株券電子化にあたってご留意いただきたい事項を下記のとおり整理させていただきますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

以下、株主の皆様の状況別に整理させていただいておりますので、該当のケースに当てはまる部分をお読み下さい。

1. 証券会社等を通じて「ほふり」（証券保管振替機構）に株券を預託されている場合は、株券電子化に際しての手続きは必要ありませんので、今までどおりの売買が可能となります。
2. 「ほふり」に株券を預託されていない場合は、以下のどちらかの手続きが必要となります。（証券会社等の保護預りをご利用の場合は証券会社等へお問合せ下さい。）
 - (1) 株券の名義がご本人名義の場合
 - ①株券電子化後もご本人の株主としての権利は保護されます。
 - ②株主としての権利は、株券電子化実施日（平成 21 年 1 月 5 日予定）にご本人名義の特別口座（注 2）に記録されます。ただし、記録手続きが完了し、特別口座からの株式の振替等を行うことができるのは、平成 21 年 1 月 26 日からとなります。

- ③株式を売却するときは、売却前に特別口座から証券会社等に設けられたご本人名義の口座に一旦振替を行う必要があります。
- ④株券電子化実施日（平成 21 年 1 月 5 日予定）前後の一定期間は、市場での株式の売却ができなくなりますので、ご注意ください。

以上のように株券の名義をご本人の場合であっても、手続きが面倒になりますので、株券電子化前に株券を「ほふり」へ預託されることをお勧めします。また、株券電子化実施日間近になりますと、証券会社等の窓口の混雑が予想されますので、できるだけお早めにお手続き下さい。なお、証券会社等の株券の預託受入の取扱いは、早いところでは平成 20 年 11 月中に、遅いところでも平成 20 年 12 月中旬で終了する見込です。

（2）株券の名義が他人名義の場合

- ①株券電子化により、ご本人の株主としての権利が失われる危険性があります。
- ②株主としての権利は、株券電子化実施日（平成 21 年 1 月 5 日予定）に株券の最終名義人である他人名義の特別口座（注 2）に記録されます。以降は、その他人が、株主として取扱われ、株式を売却することもできます。
- ③できるだけ早くご本人名義への名義書換の手続きを行って下さい。また、名義書換後の株券の「ほふり」への預託をお勧めします。

3. 単元未満株式をお持ちの場合

- ①単元未満株式（当社株式では 100 株未満の株式）についても単元株式と同様の取扱いとなります。
- ②ただし、単元未満株式は、株券が発行されておらず、登録株式として管理されているケースが多く、この場合には、「ほふり」への預託はできません。登録株式の株主としての権利は、株券電子化実施日（平成 21 年 1 月 5 日予定）に登録名義人の特別口座（注 2）に記録されることとなります。単元株式数以上の株式をお持ちの株主様が所有されている単元未満株式（例えば、合計で 130 株の当社株式を所有されている場合の 30 株）についても同様となります。
- ③株券電子化後も、単元未満株式の買取請求をしていただいたり、買増請求をしていただくこともできますが、株券電子化実施日前後の一定期間は、これらの請求を行うことができませんのでご注意ください。

4. 旧「日立クレジット株式会社」の株券をお持ちの場合

- ①この場合も、株券の名義をご本人になっていれば、株主としての権利は保護されます。
- ②株券を「ほふり」へ預託するときは、その前に「日立キャピタル株式会社」の株券に交換する必要があります。株券交換の手続きについては下記の株主名簿管理人（東京証券代行株式会社）へお問合せ下さい。

(注1) 日立キャピタル株式会社以外の上場株券を所有されている場合も、株券電子化実施時には同様の手続きが必要となります。ご自宅で保管されていたり、貸金庫等で保管されている場合も早目の手続きをお勧めします。

(注2) 「特別口座」とは、証券会社等を通じて「ほふり」へ株券を預託していない株主が株券電子化によって株主としての権利を失うことのないよう、株券の発行会社によって特定の口座管理機関に開設される口座です。株主名簿に記載された株主(株券の最終名義人)名義で口座が開設されます。

株券電子化に伴い特別口座に記録された当社株式については、単元未満株式(100株未満)を含め、当社から株主様あてにご通知させていただきます。

当社株式に係る手続きについては、下記株主名簿管理人へお問合せ下さい。

東京証券代行株式会社 (電話 0120-49-7009)

本件に関するお問合せ先 日立キャピタル株式会社 法務部 (電話 03-3503-2194)

以 上